

2002年 6 月21日

株 主 各 位

大阪市北区堂島浜一丁目 4 番16号

**ロ ー ラ ン ド 株 式 会 社**

取締役社長 檀 克 義

## 第30期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第30期定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

**報 告 事 項** 第30期（自 2001年 4 月 1 日 至 2002年 3 月31日）  
営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件  
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

### 決 議 事 項

**第 1 号 議 案** 第30期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決され、利益配当金は 1 株につき  
10円と決定いたしました。

**第 2 号 議 案** 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、変更の内容は後記のとおりであります。

**第 3 号 議 案** 自己株式取得の件

本件は、原案どおり、本総会終結の時から次期定時株主総会  
終結の時までに当社普通株式120万株、取得価額の総額18億円を  
限度として取得することにつき承認可決されました。

以 上

( 定款変更の内容 )

( 下線は変更部分 )

変 更 前	変 更 後
<p>( 株式の消却 )</p> <p>第 6 条 当社は、取締役会の決議により平成 10 年 6 月 20 日以降、<u>2,400,000株を限度として、利益による株式消却のために自己株式を取得することができる。</u></p>	<p>( 削 除 )</p>
<p>( 額面株式 1 株の金額 )</p> <p>第 7 条 当社が発行する額面株式の 1 株の金額は、<u>金50円とする。</u></p>	<p>( 削 除 )</p>
<p>( 1 単位の株式の数 )</p> <p>第 8 条 当社の 1 単位の株式の数は 100株とする。 ( 新 設 )</p>	<p>( 1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行 )</p> <p>第 6 条 当社の 1 単元の株式の数は 100株とする。 2 <u>当社は、1 単元の株式数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という) に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>
<p>( 株券の種類 )</p> <p>第 9 条 ( 省 略 )</p>	<p>( 株券の種類 )</p> <p>第 7 条 ( 現行どおり )</p>
<p>( 名義書換代理人 )</p> <p>第 10 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。 3 当社の株主名簿および実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、<u>単元未満株式の買取り</u>、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</p>	<p>( 名義書換代理人 )</p> <p>第 8 条 ( 現行どおり ) 2 ( 現行どおり ) 3 当社の株主名簿( <u>実質株主名簿を含む。以下同じ</u> )は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、<u>単元未満株式の買取り</u>、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株式の名義書換、<u>単位未満株式の買取り、その他株式に関する取扱ならびに手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(株主名簿の閉鎖および基準日)</p> <p>第12条 <u>当社は、毎年4月1日から4月30日までの株主名簿の記載の変更を停止する。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、必要がある場合はあらかじめ公告して株主名簿の記載の変更を停止し、または基準日を定めることができる。</u></p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>2 <u>前項の定時株主総会において権利を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ)は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主とする。</u></p> <p>3 株主総会は本店の所在地またはこれに隣接する地の他、静岡県浜松市および静岡県引佐郡細江町においても招集することができる。</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第14条 ( 省 略 )</p> <p>↓</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 ( 省 略 )</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当会社の株式の名義書換、<u>単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱ならびに手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項その他定款に定めのある場合のほか、必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 ( 現 行 ど お り )</p> <p>( 削 除 )</p> <p>2 株主総会は本店の所在地またはこれに隣接する地の他、静岡県浜松市および静岡県引佐郡細江町においても招集することができる。</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第12条 ( 現 行 ど お り )</p> <p>↓</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 ( 現 行 ど お り )</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主またはその法定代理人は、議決権を有する当会社の他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>ただし、代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、議決権を有する当会社の他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>ただし、<u>株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載<u>または記録し</u>、議長ならびに出席した取締役が記名捺印<u>または電子署名を行う。</u></p>
<p>(員数)</p> <p>第18条 ( 省 略 )</p>	<p>(員数)</p> <p>第16条 ( 現行どおり )</p>
<p>(選任の方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会で選任し、その選任決議については、<u>発行済株式総数のうち議決権を行使する株式数の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>2 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p>	<p>(選任の方法)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会で選任し、その選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>2 ( 現行どおり )</p>
<p>(任期)</p> <p>第20条 ( 省 略 )</p>	<p>(任期)</p> <p>第18条 ( 現行どおり )</p>
<p>(取締役会の決議)</p> <p>第24条 ( 省 略 )</p>	<p>(取締役会の決議)</p> <p>第22条 ( 現行どおり )</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名捺印する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 取締役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載<u>または記録し</u>、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名捺印<u>または電子署名を行う。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 (省略)</p> <p>}</p> <p>(員数)</p> <p>第28条 (省略)</p> <p>(選任の方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会で選任し、その選任決議については、<u>発行済株式総数のうち議決権を行使する株式数の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第30条 (省略)</p> <p>}</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第33条 (省略)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第34条 監査役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した監査役が記名捺印する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第35条 (省略)</p> <p>}</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第37条 (省略)</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第38条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主または登録質権者に支払う。</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>}</p> <p>(員数)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(選任の方法)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会で選任し、その選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>}</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第32条 監査役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載<u>または記録し</u>、出席した監査役が記名捺印<u>または電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>}</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第36条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>または記録</u>された株主または登録質権者に支払う。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(中間配当金)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主または登録質権者に、商法第293条ノ5に定める金銭の分配をすることができる。</p> <p>(<u>転換社債の転換の時期</u>)</p> <p>第40条 <u>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金および中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に転換があったものとみなす。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第41条 ( 省 略 )</p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下「<u>中間配当金</u>」という)をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第38条 ( 現 行 ど お り )</p>

~~~~~

### 第30期利益配当金のお支払について

第30期利益配当金(1株につき10円)は、同封の「郵便振替支払通知書」により払渡期間内に最寄りの郵便局でお受取りください。その際は「郵便振替支払通知書」の裏面の注意書をご覧ください。

また、口座振込をご指定の方には、同封の「第30期利益配当金計算書」及び「配当金のお振込先について」のとおり、手続きをいたしましたのでご確認ください。

以 上